

越前みなと大花火 2026 模擬店出店要領

はじめに（出店目的）

模擬店は、越前みなと大花火の風情を盛り上げるとともに、来場者への利便性の向上並びににぎわい創出の一環として、飲食等の販売を行うことを目的としております。

越前の夏の風物詩として開催する越前みなと大花火にぜひ出店いただければと思います。

また、越前みなと大花火は、「会場の美化やゴミの減量化」に努めるとともに、越前町の暴力団排除条例の趣旨を踏まえた活動にも取り組んでおりますので、ご協力をお願いします。

★留意事項★

出店者は本要領を遵守し、越前みなと大花火の風情ある雰囲気づくりに協力してください。繰り返しの注意にもかかわらず、本要領を守らない場合は、実行委員会で協議の上、出店の取り消しおよび次回以降の出店のお断りをさせていただく場合がございます。

1. 開催日時

令和 8年 7月18日（土）午後4時から午後9時まで
（販売開始 午後2時から）

※荒天時は7月19日（日）に順延

2. 会場

越前町道口 越前漁港広場（はまひるがお公園）

3. 参加資格・条件

以下の条件にすべて当てはまること。

- （1）法人および個人で、露店営業の営業許可を事前を取得していること。
※昨年同様、臨時営業許可および食品類似行為では参加できません。
また、取扱品目も2品目となりますので、ご注意ください。
- （2）越前町商工会もしくは（一社）越前町観光連盟の会員である法人および個人
（販売をするには、営業許可等を所有していること）。

◎以下に該当する場合は、参加できません。

- 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団および同条第6号に規定する暴力団員である者
- 暴力団または暴力団員が出店申込者等の営業を支配するもの
- 法人で、その役員または主要な従事者が暴力団員であるもの
- 政治的内容のチラシを配るなどの政治的行為、布教活動等を行うもの。
- その他越前みなと大花火の風紀を乱し、または乱すおそれがあると実行委員会が認める者

4. 出店申込

受付期間内に所定の申込書に必要事項を記入し、提出してください。

- (1) 募集期間 令和8年5月1日(金)～5月25日(月)午後5時まで
- (2) 受付場所 越前コミュニティセンター
- (3) 募集店数 10店舗
- (4) 申込書類 ①越前みなと大花火2026 模擬店参加申込書(別紙1)
②越前みなと大花火2026 模擬店従事者名簿(別紙2)
③露店営業許可証の写し
④越前町商工会もしくは(一社)越前町観光連盟の会員であることが分かるもの
(該当するものがない場合には、事務局より照会させていただきます。)
- (5) 申込方法 以下のいずれかの方法でお申し込みください。
なお、上記の申込書類①～④がすべてそろっていない場合には、受付いたしかねますので、あらかじめご了承ください。
・直接持参
・郵送(5月25日必着)
・メール
・FAX
- (6) 申込先 〒916-0492 福井県丹生郡越前町道口1-24-1
越前みなと大花火実行委員会(越前コミュニティセンター内)
FAX: 0778-37-1301
e-mail : e-community@town.echizen.lg.jp

5. 抽選会・出店者説明会

(1) 抽選会

受付期間終了後、募集店数を上回る申込があった場合は、出店者説明会開催前に抽選会を行い、出店者を決定いたします。

※抽選会には必ず出席してください。欠席した場合、出店申込を辞退したものとみなします。

※募集店数に満たない場合には、抽選は行いません。その場合は、募集説明会開催に係る案内にてお知らせいたします。

- ・抽選日 令和8年6月1日(月)午後1時30分～
- ・抽選場所 越前コミュニティセンター2階大会議室

(2) 出店者説明会

- ・日 時 令和8年6月1日（月）午後2時～
- ・場 所 越前コミュニティセンター2階大会議室
 - ・説明会には必ず出席してください。また、説明会で指示を受けた事項については、従事者全員に周知してください。
 - ・出店場所についても説明会にて決定いたします。説明会以降の出店場所の変更は禁止とします。
 - ・**テントをリースされない場合は、実行委員会にて出店場所を指定させていただきます（出店エリアの南側を想定しております）。**

6. 出店資格審査

- (1) 従事者名簿は、必ず提出してください。出店者が暴力団関係者等に該当しないことを確認するため、従事者名簿をもとに、警察に身分照会をします。
- (2) 越前みなと大花火 2026 当日は、氏名・住所および生年月日が記載されている顔写真付身分証明書を携帯し、実行委員会および警察から求められた際には、これを呈示する等、従事者確認へのご協力をお願いします。

7. 飲食物の取扱について

(1) 調理作業従事者

- ・調理に従事する人は、清潔な身だしなみを心がけてください。
- ・体調の悪い人（下痢・腹痛・風邪）や手指に創傷のある人などは、絶対に調理作業に従事しないようにしてください。
- ・調理前やトイレの後は必ず手洗い消毒してください。

(2) 提供食品

- ・複雑な調理加工を要するものは、調理設備から考えて好ましくないので、提供する品は、なるべく提供直前に加熱するものとしてください。
- ・提供する食品は、前日からの調理はしないでください。
- ・特に、食中毒の原因となりやすい食品（弁当、サンドイッチ、にぎり寿司等）の調理・加工は避けてください。
- ・飲食品目（取扱食品）につきましては、健康福祉センターの指導に従ってください。

(3) 食品等の取扱

- ・原材料の仕入れは、できる限り調理の直前となるよう計画的に行ってください。やむを得ず早めに仕入れる時は、調理まで冷蔵保管するなど特に注意してください。
- ・食器類は、使い捨て容器を使用してください。もし、反復使用する場合には、中性洗剤や熱湯等を用いて十分洗浄・消毒を行ったうえで使用するようしてください。また、器類の保管においても衛生面に十分注意してください。

- ・仕込み等が必要な食品の提供について、仕込み等は調理室などの給排水設備が整ったところで行ってください。（各家庭の台所では調理しないでください。）
- ・温度管理が必要な原材料を取り扱う場合は、冷蔵庫やクーラーボックス等を使用して、適切な温度で食品を管理できるようにしてください。
- ・食品の飲食は、持ち帰りを禁止し、必ずその場で飲食するように関係者・来訪者に呼び掛けてください。（持ち帰り等で調理後時間を経過して飲食すると、食中毒発生の危険度が高くなります。）

8. 露店営業許可申請について

- (1) 露店営業の許可が必要になりますので、事前に健康福祉センターに申請していただき、許可を取得してください。出店者は、許可書のコピーを実行委員会まで提出してください。

9. 食品営業賠償共済および食中毒賠償保険等の加入について

- (1) 各店舗において、保険等に加入してください。
 ※出店者が店舗で加入している食中毒等の保険が露店営業で対象とならない場合もありますので、確認をお願いします。

10. 火気・電気の使用について

(1) 消火器の設置

- ・火気または電気を使用する場合【※下記(2)対象器具参照】には、消火器の設置が義務付けられていますので、出店申込時に必ず申し出てください。消火器を準備したうえで出店してください。
 ※当日、消防署員による現地確認がありますので、消火器の用意ができていない場合は、出店ができなくなりますので、ご注意ください。
- ・消火器とは、「消火器の技術上の規格を定める省令」第1条の2第1号に定めるもので、設計標準使用期限内のものとしします。なお、エアゾール式簡易消火具および住宅用消火器は該当しません。

(2) 対象器具

分類	対象器具例
気体燃料を使用する器具	ガスコンロ、カセットコンロ等
液体燃料を使用する器具	発電機、石油ストーブ等
個体燃料を使用する器具	バーベキューコンロ、七輪等
電気を熱源とする器具	ホットプレート、綿菓子製造機等

(3) その他

- ①プロパンガス等の火気取り扱いについては、十分注意してください。
- ②その他詳細については、出店者説明会における消防署からの指導事項を遵守してください。

1.1. 備品について

(1) テント

- ・テントと横幕をリースされた方は実行委員会にてご用意いたします。
テントと横幕をリースされなかった方は、指定サイズ（テント：3.6m×3.6m以内、横幕：3枚）のものを必ずご用意ください。

(2) 机・イス

- ・各店舗には、机2台、イス2脚が出店料に含まれております。
それ以上に必要な場合は、別途有料で承ります。
- ・そのほかの必要機材は、各出店者で用意してください。なお、それらの機材の紛失については、実行委員会は責任を負いません。

(3) 追加備品の貸出について

- ・机、イスの追加については、参加申込書に記載をお願いします。
なお、申込み後に内容の変更がある場合は、出店者説明会までに申し出てください。
- ・貸出中の備品は、出店者の責任のもと管理し、紛失・破損等した場合は、出店者が実費により弁償することとします。

(4) 電気設備について

- ・実行委員会で各店舗に蛍光灯を設置します。
- ・電気器具用コンセントは、実行委員会が設置しますので、それ以外のコンセントや他店舗のコンセントは使用しないでください。
- ・最大2000Wまでの2口コンセントとなっています。事前に使用する電気製品の電気使用容量を十分にチェックし、容量が超えないように注意してください。
- ・安全対策上、1つのコンセントから2つ以上の配線をする（タコ足配線）を禁止します。
- ・発電機の使用は可とします。使用する出店者は近隣の出店者の方に同意を得るとともに、会場内のイベントの迷惑とならないようにしてください。
- ・電気料金は出店料に含まれます。

(5) 給排水について

- ・各テントに、2層シンク（2ブースで共有）と蛇口1個を設置します。（場所によっては、蛇口が2口に分かれている場所もあります。）
- ・排水は直接流さず、シンクに流すようにしてください。なお、その際は、排水が詰まらないように十分注意してください。

- 水道料金は出店料に含まれます。

1.2. 会場美化（ゴミの適正処理）について

- 出店箇所とその周辺の清掃は、随時行ってください。また、著しく会場を汚すものや、清掃しにくいものは販売しないでください。
- 生ゴミでいっぱいになったゴミ袋は、衛生上、直ちに実行委員会が指定する場所（会場入り口付近）に出してください。
- 実行委員会でゴミの収集は行いませんので、各自で実行委員会が指定する場所（会場入り口付近）に出してください。
- ゴミ袋は出店者が各自用意してください。

1.3. 搬入・搬出について

物品の搬入出については、必ず以下の事項を守ってください。守らない場合は、出店を取り消します。

（1）搬入出（車の乗入）について

- 搬入搬出の際、会場に車を乗り入れる場合は、下記の時間内とします。

区 分	時 間
搬入 （テント）	7月17日（金）午前 9時から 7月17日（金）午前12時まで ※時間厳守 （搬入が確認できなかった場合は、出店を取り消します。）
搬入 （その他）	7月17日（金）午後4時から 7月18日（土）午後2時00分まで
搬出	7月18日（土）午後9時30分から ※会場駐車場の出庫制限解除後

- 搬入出口は、実行委員会から指定された場所のみとします。
- 搬出は、午後10時30分までに終了してください。
- 搬入出のための車は1店舗2台までとし、午後2時以降の会場への乗入は禁止とします。

14. 出店料について

(1) 出店費用

ブース設営にかかる費用を営利目的とした店舗で按分した経費を実行委員会が各出店者へ請求します。

項目	単価(税込み)	備考
①出店料	25,000円	コンセント・蛍光灯・水道・シンク・机2台・椅子2脚を含む
②テント・横幕リース料	10,000円	
③追加備品 机	700円/台	
④追加備品 イス	300円/脚	
⑤追加備品 コンセント (各店舗 1つまで)	1,000円	

(2) 出店料の納付

- ・納入期日 令和8年6月12日(金)
- ・納入方法 窓口払いまたは口座振込
- ・納入先 越前みなと大花火実行委員会事務局
(越前コミュニティセンター内)
- ・振込先 福井信用金庫織田支店
(普)4094389
Iげ ヲトオカヒ ズ ツウイカ
越前みなと大花火実行委員会
- ・手数料 振込手数料は、出店者にてお支払いをお願いします。

15. その他

- (1) 当日、荒天にて延期または中止となった場合は、各店舗の代表者の方へ事務局から連絡いたします。
- (2) 当日は、出店者説明会で配布する「出店許可証」を必ず携帯し、警察および実行委員会に求められた際には呈示してください。
- (3) 出店区画は、出店者説明会で決定した場所を守ってください。テント外に商品やイス、机等を並べる行為は禁止します。
- (4) ハンドマイク、スピーカー等での呼び込みは禁止します。
- (5) 強引な販売や来場者に不快感を与えるような接客は行わないでください。
- (6) イベントの性質上、各種マスメディア、SNS 等で公開される可能性があります。また、主催者による記録写真等に参加時の活動および肖像が残り、これらが今後の越前みなと大花火の広報活動において印刷物やホームページ、SNS 等に掲載される場合があります。代表者は、従事者に説明のうえ、同意を得てご応募ください。
- (7) 申請した事項に変更が生じたときは、実行委員会事務局（越前コミュニティセンター）までご連絡ください。

【問い合わせ先】

越前みなと大花火実行委員会事務局（越前コミュニティセンター内）

所在地：福井県丹生郡越前町道口 1-24-1

TEL : 0778-37-1501

FAX : 0778-37-1301